



大学評価について

- 認証評価機関としての新たなスタートに向けて -

財団
法人 大学基準協会

Japan University Accreditation Association

大学基準協会の実施する認証評価とは

1 大学評価と認証評価の関係

認証評価とは、文部科学大臣に認証された評価機関が実施する評価です。財団法人大学基準協会が文部科学大臣に認証されると、これまで実施してきた大学評価^()がそのまま認証評価となります。

大学評価を受ければ、別に認証評価を受ける必要はありません。

() 大学基準協会の大学評価には、大学が協会の正会員になるために受ける加盟判定審査と、すでに正会員になっている大学が受ける相互評価の2種類があります。

2 認証評価機関になると何が変わるのか

これまで実施してきた大学評価がそのまま認証評価になるので、大学が行う申請準備はこれまでとほとんど変わりません。

認証評価制度に対応して平成16年度から変更される主な点として、加盟判定審査においても実地視察を実施することと、これまで大学に対して通知していた評価結果を社会へ公表し、文部科学大臣に報告することなどがあげられます。

3 大学基準協会の認証評価の特色

大学基準協会の認証評価の最大の特色は、協会が会員制の組織であるということです。協会は認証評価を受けて大学基準に適合していると認定した大学について、大学基準協会の正会員としての質を社会に対して広くそして継続的に保証することになります。一方正会員大学には、それにふさわしい水準を維持するという責務があります。

法制度上の認証評価が7年に1回の評価を義務づけているだけであることからすれば、本協会の会員制に基づく大学評価は、質保証制度として優れた制度といえるでしょう。

大学基準協会の認証評価は、大学の個性を尊重し、大学自身が掲げる理念・目的に照らして評価を行うことも大きな特色です。

大学評価のための基準と評価項目

1 評価のための基準

大学評価のための基準は、「大学基準」とその下に設定された「学士課程基準」および「修士・博士課程基準」です。これらの基準は、各大学の個性や特徴を尊重しその一層の開花・発展を促すという観点から、大学自身の掲げる「理念・目的」を重視するという特徴を持っています。

2 評価項目

大学基準協会は、評価のための基準に対応させて「主要点検・評価項目」を設定しています。協会の評価を申請しようとする大学は、「主要点検・評価項目」にしたがって点検・評価することが必要です。

「主要点検・評価項目」は、「大学基準」と同様に大学の「理念・目的」に重点を置いています。各大学にはそれぞれの個性を十分に発揮した点検・評価が期待されます。

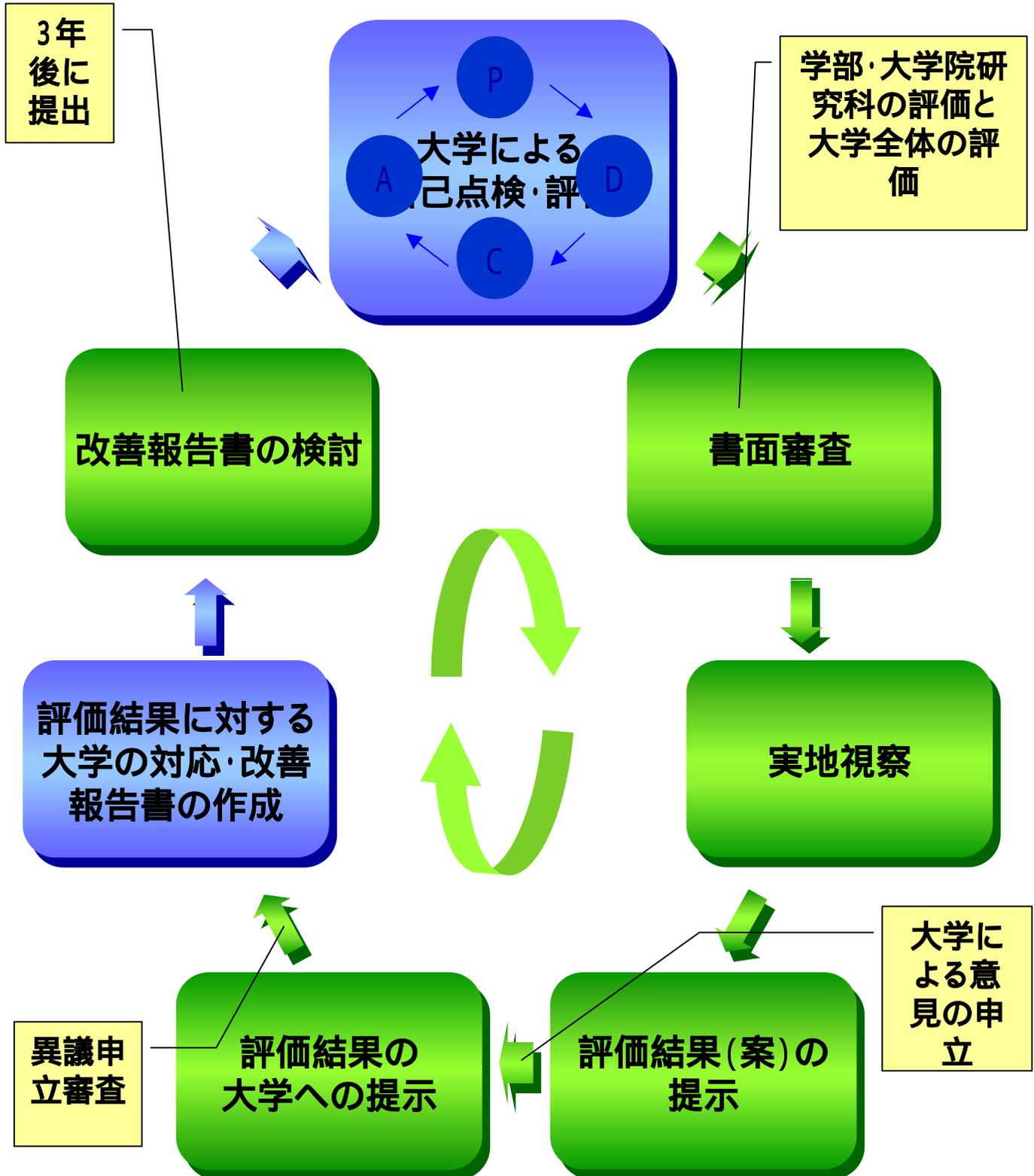
大学評価の周期

加盟判定審査を受けて正会員になった大学は5年後に、それ以降は、7年ごとに相互評価を受けることになります。

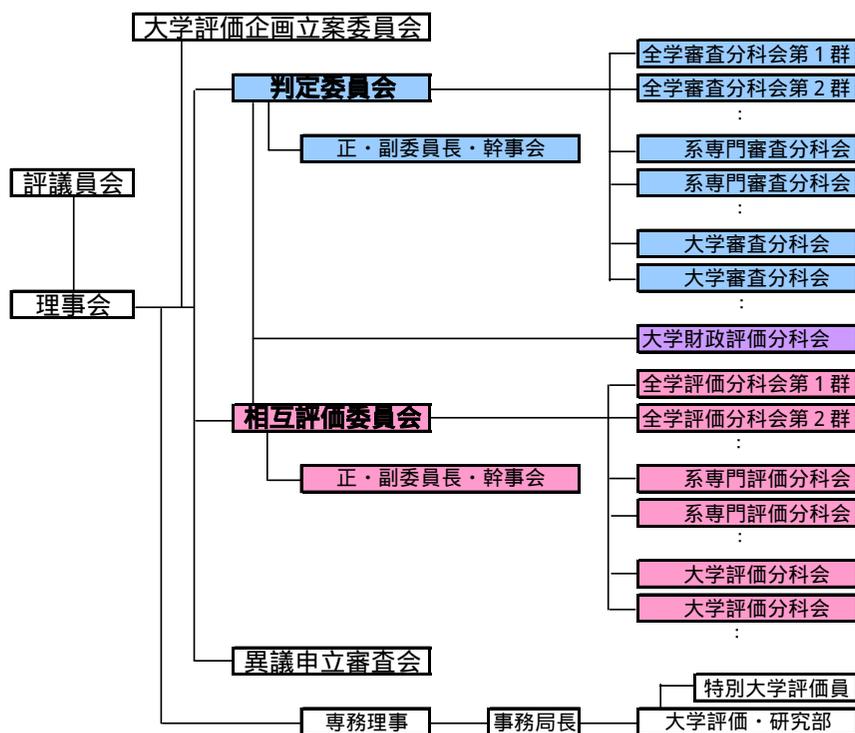
提出資料

大学評価の申請に必要な資料は、点検・評価報告書（主要点検・評価項目に則して大学が点検・評価を実施した結果をまとめた報告書）、大学基礎データ（大学の現況を協会の指定する様式によって作成したデータ集）、添付資料（大学案内、募集要項、学生便覧、各種規程、財務計算書類など）です。

認証評価プロセス図



大学評価に関わる組織図



大学基準協会認定マーク

大学基準協会の大学評価に申請し、大学基準に適合していると認定されると、以下のような認定マークが交付されます。なおこの図は、2004（平成 16）年度相互評価を申請し、認定を受けた場合の例です。





年会費

正会員

正会員としての年会費（正会員費）は、毎年、**次の各号の合計額**となります。なお、正会員資格は加盟判定審査を受けた翌年度の4月1日付で認められます。正会員費を納入する義務は正会員資格が認められた年度から発生します。

- a **大学**（1大学あたり） **35万円**
- b **10万円** × **学部数**（昼間学部・昼夜開講制の昼間主コース）
- c **5万円** × **夜間に授業を行う学部数**
- d **大学院研究科が設置されている大学**（研究科数は問いません） **10万円**

賛助会員

賛助会員費は年額 **10万円**となります。なお、会費納入の義務は入会した年度から発生します。

審査費・評価費

60万円（大学としての分担金）+ **20万円**（学部としての分担金）× **学部数** + **20万円**（入学定員100名以上の課程を有する研究科のみが対象）× **該当する研究科数**

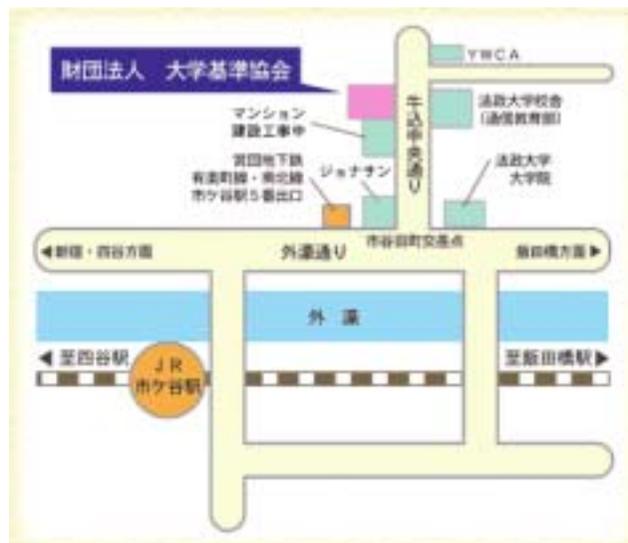
大学院研究科およびいわゆる「夜間学部」は評価の対象とはなりませんが、上記評価費の計算根拠（学部数）には含まれません（入学定員100名以上の課程を有する研究科を除く）。ただし、大学院大学の場合は、学部数を研究科数と読み替えることとなります。

大学基準協会会員データ

平成16年5月18日

| | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 正会員 | 国立 | 公立 | 私立 | 株式会社立 | 計 |
| | 41 | 23 | 243 | 0 | 307 |
| | 47.1% | 29.9% | 44.8% | 0.0% | 43.3% |
| 賛助会員 | 国立 | 公立 | 私立 | 株式会社立 | 計 |
| | 45 | 36 | 204 | 0 | 285 |
| | 51.7% | 46.8% | 37.6% | 0.0% | 40.2% |
| 未入会大学 | 国立 | 公立 | 私立 | 株式会社立 | 計 |
| | 1 | 18 | 96 | 2 | 117 |
| | 1.1% | 23.4% | 17.7% | 100.0% | 16.5% |
| 全大学数計 | 国立 | 公立 | 私立 | 株式会社立 | 計 |
| | 87 | 77 | 543 | 2 | 709 |
| | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

パーセンテージは設置形態別の全大学数合計に対する割合を表す
国立 = 国立大学法人、公立 = 公立大学 + 公立大学法人を示す



〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-13
tel : 03-5228-2020 / fax : 5228 2323
e-mail : info@juaa.or.jp
url : <http://www.juaa.or.jp>